

第三級陸上特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

法 規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問

法 規

〔1〕 無線局の免許人があらかじめ総務大臣の許可を受けなければならないのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 無線局を廃止しようとするとき。
- 2 無線従事者を選任しようとするとき。
- 3 無線設備の設置場所を変更しようとするとき。
- 4 無線局の運用を休止しようとするとき。

〔4〕 無線従事者は、免許証を失ったためにその再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、発見した日から何日以内にその免許証を総務大臣に返納しなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 7日
- 2 10日
- 3 14日
- 4 30日

〔2〕 陸上移動業務の無線局（免許の有効期間が1年以内であるものを除く。）の再免許の申請は、どの期間内に行わなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 免許の有効期間満了前2箇月以上3箇月を超えない期間
- 2 免許の有効期間満了前2箇月まで
- 3 免許の有効期間満了前1箇月まで
- 4 免許の有効期間満了前3箇月以上6箇月を超えない期間

〔5〕 第三級陸上特殊無線技士の資格を有する者が、陸上の無線局の1,215MHz以上の周波数の電波を使用する無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができるのは、空中線電力何ワット以下のものか。次のうちから選べ。

- 1 10ワット
- 2 25ワット
- 3 100ワット
- 4 250ワット

〔3〕 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法の規定に照らし、 内に入れるべき字句を下の番号から選べ。

送信設備に使用する電波の 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

- 1 周波数の偏差及び安定度等
- 2 周波数の偏差、空中線電力の偏差等
- 3 周波数の偏差及び幅、空中線電力の偏差等
- 4 周波数の偏差及び幅、高調波の強度等

〔6〕 総務大臣が無線従事者の免許を与えないことができる者は、無線従事者の免許を取り消され、取消の日からどれほどの期間を経過しないものか。次のうちから選べ。

- 1 6箇月
- 2 1年
- 3 1年6箇月
- 4 2年

第三級陸上特殊無線技士試験問題

法 規

〔7〕 一般通信方法における無線通信の原則として無線局運用規則に定める事項に該当するものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 2 無線通信を行う場合においては、略符号以外の用語を使用してはならない。
- 3 無線通信は、長時間継続して行ってはならない。
- 4 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報の送信終了後一括して訂正しなければならない。

〔8〕 無線局の臨時検査(電波法第73条第5項の検査)が行われることがあるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 総務大臣に無線従事者選解任届を提出したとき。
- 2 総務大臣の許可を受けて、無線設備の変更の工事を行ったとき。
- 3 無線局の再免許の申請をし、総務大臣から免許が与えられたとき。
- 4 総務大臣から臨時に電波の発射の停止を命じられたとき。

〔9〕 総務大臣から無線従事者がその免許を取り消されることがあるのはどの場合か。次のうちから選べ。

- 1 免許証を失ったとき。
- 2 電波法に違反したとき。
- 3 日本の国籍を有しない者となったとき。
- 4 引き続き5年以上無線設備の操作を行わなかったとき。

〔10〕 無線局の免許人は、非常通信を行ったときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 地方防災会議会長に報告する。
- 2 非常災害対策本部長に届け出る。
- 3 総務省令で定める手続により、総務大臣に報告する。
- 4 その通信の記録を作成し、1年間これを保存する。

〔11〕 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、その免許状をどうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 直ちに廃棄する。
- 2 1箇月以内に総務大臣に返納する。
- 3 3箇月以内に総務大臣に返納する。
- 4 2年間保管する。

〔12〕 無線局の免許人は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る。
- 2 2週間以内にその旨を総務大臣に届け出る。
- 3 1箇月以内にその旨を総務大臣に報告する。
- 4 速やかに総務大臣の承認を受ける。